

国民健康保険からのお知らせ



国民健康保険加入の 手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などをやめたとき（社会保険喪失証明書などをお持ちください）
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなつたとき

届け出が遅れると…

**国民健康保険に
加入するとき
やめるとき
は届け出が必要です**

- ・保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって納付することになります。
- ・被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

国民健康保険脱退の 手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などに

加入したとき（職場の健康保険証をお持ちください）

- 他の市町村へ転出するとき（学生の場合はお申し出ください）
- 死亡したとき

- 後期高齢者医療制度の対象となつたとき

届け出が遅れると…

資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使つて診療を受けた分の医療費（国民健康保険負担分）は、後で返還していただくことになります。

ご注意ください

現在お手元にある被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日となっております。新しい被保険者証は、7月末までに送付します。

■お問合せ

保険年金課
☎0297(21)2187

マル福・すこやか医療福祉費

新中学1年生になる方へ

現在小学6年生のお子さんの医療福祉費受給者証について、有効期間が令和2年（※）3月31日までとなっている方は、4月から受給者証が新しくなりますので、新しい受給者証を3月末までに送付します。
※発行日の都合上、平成32年と記載されている場合もあります。

県内の医療機関に かかるときは…

県内の医療機関にかかるときは、必ず受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。

県外の医療機関に かかるときは…

県外の医療機関では受給者証は使えません。窓口では健康保険証を提示し、請求された医療費をお支

支給制度について

払い下さい。診療月の翌月以降に、受給者証、領収書、印鑑、通帳をお持ちのうえ、保険年金課またはさしま窓口センターで償還払いの申請をお願いします。

入院するときは…

加入している健康保険から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示してください。

また、中学生以上の方で受給者証の有効期間欄に【外来のみ有効】と記載のある方が入院するときは、入院用の受給者証が必要です。保険年金課またはさしま窓口センターで申請をお願いします。

■お問合せ

保険年金課
☎0297(21)2187